

# NPO法人まごころ介護相談所 指定居宅介護支援事業所運営規程

## 第1条（事業の目的）

特定非営利活動法人一宮まごころが開設するNPO法人まごころ介護相談所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

## 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 NPO法人まごころ介護相談所
- ②所在地 一宮市文京1丁目4番6号

## 第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- ② 介護支援専門員 2名以上とする。（管理者の常勤兼務職員1名、その他職員1名以上）

## 第5条（営業日及び営業時間）

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 9時00分から18時00分までとする
- ③ 上記の営業日外及び営業時間外については、必要に応じて可能な限り対応するものとする。

## 第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者からの相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者の居宅

- ② 使用する課題分析票の種類 全社協方式
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者の指定する場所
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

#### 第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

#### 第8条（事故発生時の対応）

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

#### 第9条（ハラスメントに関する事項）

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講ずるものとする。

#### 第10条（虐待防止に関する事項）

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）開催すること。
- 4 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 第11条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第12条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、

その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、介護支援専門員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### 第13条（その他運営についての留意事項）

事業所は、介護支援専門員の質的向上を図ることを目的とする、研修の機会を、次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人一宮まごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付則

この規定は、平成19年9月1日から施行する

この規定は、平成20年4月1日から施行する

この規定は、平成21年5月1日から施行する

この規定は、平成22年7月1日から施行する

この規定は、平成22年10月1日から施行する

この規定は、平成23年7月20日から施行する

この規定は、平成23年9月20日から施行する

この規定は、平成24年8月1日から施行する

この規定は、平成24年9月1日から施行する

この規定は、平成25年4月1日から施行する

この規定は、平成27年10月1日から施行する

この規定は、平成29年12月1日から施行する

この規定は、平成30年4月1日から施行する

この規定は、令和元年12月15日から施行する

この規定は、令和5年9月1日から施行する

この規定は、令和6年1月25日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。